

平成31年度以降の接続料算定における 長期増分費用方式の適用の在り方について

論点整理

平成30年2月27日

前回までの主な意見及び論点整理

1. 長期増分費用方式の適用等について

(1) 長期増分費用方式の適用について

- ・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定について、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当か。
- ・平成31年度以降、長期増分費用方式に基づく接続料算定について、その適用範囲はどうあるべきか。

(2) 長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデルについて

- ・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合、長期増分費用モデル研究会で示された改良モデル等をどのように適用すべきか。また、適用にあたって考慮すべき事項はあるか。

2. NTSコスト(き線点RT-GC間伝送路コスト)の扱いについて

- ・当分の間の措置として、現在、「き線点RT-GC間伝送路コスト」の接続料原価への付替えがなされているが、平成31年度以降の接続料算定において、当該コストをどのように扱うべきか。

3. 東西均一接続料の扱いについて

- ・暫定的に行われている東西均一の接続料設定について、平成31年度以降の接続料算定において継続すべきか。

4. 入力値(通信量等)の扱いについて

- ・接続料算定の際の通信量として「前年度下期と当年度上期の予測通信量」(9か月分を予測)を採用しているところであるが、平成31年度以降の接続料算定において、入力値をどのように扱うべきか。

5. 新たな算定方式の適用期間について

- ・上記検討事項を踏まえ、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は何年間とすべきか(現行の算定方式は平成28年度からの3年間)。

6. その他

- ・NGN接続料との関係について等

1. 長期増分費用方式の適用等について

(1) 長期増分費用方式の適用について

(1) 長期増分費用方式の適用について

- ・平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定について、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当か。
- ・平成31年度以降、長期増分費用方式に基づく接続料算定について、その適用範囲はどうあるべきか。

① 前回までの主な意見

ア. IP網への移行を見据え今後どのような課題が想定されるか。それに対し、平成31年度以降はLRIC方式を適用することが適当か。

- ・IP網への移行に合わせて実際費用方式による接続料算定に見直すべき。
 - IP網へ移行後は、事業者間接続が二者間での直接接続となり(現在はNTT東日本・西日本の交換機を介した接続)、NTT東日本・西日本と他事業者が対称な接続形態・取引関係となることや、他事業者はNTT東日本・西日本のIP網の接続料水準を検証可能であることから、LRIC方式による接続料算定を見直すべき。(NTT東日本・西日本)
 - 平成31年度以降は、適正コスト回収の見地、縮小傾向にある音声市場でLRIC方式による接続料算定を継続しても競争を通じた利用者の利便向上が期待できないとの見地から、実際費用方式による接続料算定に見直すべき。(NTT東日本・西日本)
- ・今後も引き続きLRIC方式を適用すべき。
 - IP網へ移行後も、競争事業者におけるNTT東日本・西日本への着信依存度は高く(現行で約7割。PSTNは約4割)、PSTN接続料水準の影響は依然として大きいことが予想される。NTT東日本・西日本による電話サービス(3分8円～8.5円)と同程度の電話サービスが維持できなければ、NTT東日本・西日本との競争環境維持は困難。将来的にPSTN接続料の上昇が見込まれる中で、メタルIP電話(特にコストが膨大なメタル収容装置)の接続料算定にはLRIC方式を適用すべき。(KDDI)
 - 平成31年度以降は、プライシングの観点からも3分8円程度の電話サービスの維持が可能な接続料水準とするため、LRIC方式を適用すべき。(KDDI)
 - NTT東日本・西日本によるメタルIP電話の利用者料金は3分8.5円とされており、将来的には、競争事業者がこれと同等以下の料金でサービス提供できる接続料の水準であることが必要。マイグレーション計画との整合(ユーザ起因でない設備更改による接続料上昇の排除等)を踏まえれば、今後もLRIC方式を適用すべき。また、IP網へ移行後(メタルIP電話とひかり電話とでコア網を共用する時点)に向けて、NGNとの統合モデルの導入是非を慎重に検討すべき。(ソフトバンク)

イ. 接続料上昇による関係事業者への影響

- ・接続料が利用者料金を超える水準となった場合、発信の度に逆ザヤが生じるため、音声通話のビジネスが成立しなくなることが懸念される。(ソフトバンク)
- ・今後の接続料の在り方の議論にあたっては、NTT東日本・西日本以外の事業者についても、トラヒックや接続料水準の実勢等を把握すべき。(NTT東日本・西日本)
- ・NTT東日本・西日本ではメタルIP電話の利用者料金を3分8.5円としているところ、将来的にどのようにして提供するのか、コスト見通しを明確にすべき。(KDDI)

ウ. その他、IP網への移行過程における接続料算定について考慮すべき事項

- ・接続事業者の接続ルート切替の順序・時期によって接続料負担の差異が生じないよう措置すべき。
 - －平成35年1月以降の切替において、切替の先後により事業者間の負担の不均衡が発生することで、円滑な移行に支障が生じる場合は、その対応を検討する必要がある。(NTT東日本・西日本)
 - －加入電話からメタルIP電話への切替において、それぞれ異なる接続料が適用されると、事業者間で切替の順序に起因する接続料負担格差が生じ、公平性が確保されない。次々期モデルの検討にあたっては、切替の順序に起因する接続料負担格差が生じないよう、例えば、加入電話とメタルIP電話は区別なく同じIPモデルを適用する(トラヒック等入力値は、加入電話+メタルIP電話)等の措置が必要。(KDDI)
 - －マイグレーションにおいて、各事業者のIP-POIへの切替順序によって支払う接続料に差異が発生するため、事業者間の不公平を極力なくす検討が必要。(ソフトバンク)

② 論点整理

ア. 長期増分費用(LRIC)方式の意義

【留意点】

- ▶ 現行制度上、第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いられる算定方式は、LRIC方式、実際費用方式(実績原価方式、将来原価方式)、キャリアズレート方式※の4種類がある。

※ キャリアズレート方式: 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする方式。

- ▶ 第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定にはLRIC方式が適用されているが、これは従来、実際費用方式による接続料算定において、情報の非対称性や既存事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから、導入が求められたことに起因する。

<LRIC方式導入の経緯と意義>

- 昭和60年の電気通信制度改革によって新規事業者が電気通信事業に参入して以降、平成6年度の事業者間接続料金制度導入やその後の接続料の費用範囲見直し等、競争原理の導入と推進によって料金の低廉化やサービスの多様化・高度化が図られてきた。
- しかし、加入者回線を相当な規模で有する事業者であるNTTは、接続協議において圧倒的に優位な立場にあったため、情報の非対称性から、接続料金の算定根拠についての考え方(試験研究費の扱い等)、協議期間の長期化など、NTTと他事業者との間で接続協議が円滑に進んでいない事例が生じていた。
- そこで、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月)において、このような加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することによって競争を促進し、利用者利便の増進を図るための接続ルールの策定が提言され、平成9年の電気通信事業法改正等を経て、平成11年度より接続会計に基づく接続料の算定が開始された。
- 一方、接続料算定にはそれまで、会計結果を基礎として算定する実際費用方式が用いられていたが、この方式では対象設備における非効率性を接続料の原価算定上排除することができない点が問題として指摘されていたところ、こうした問題を解決するため、平成12年の電気通信事業法改正により、経済理論上非効率性を排除した費用算定が可能な方式としてLRIC方式が導入された。
- このLRIC方式は、新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定する方式であるが、費用算定に用いる技術モデルや入力値は、有識者で構成される研究会(長期増分費用モデル研究会)や一般への意見募集等の開かれた検討プロセスを経て策定・見直しが行われることから、接続料算定において非効率性の排除とともに透明性・公平性の確保が可能な現在唯一の方式となっている。
- 平成12年度の接続料算定にLRIC方式が採用されて以来、これまで累次のモデル見直しが行われてきたが、LRIC方式の適用によって接続料算定における非効率性の排除、透明性・公平性の確保が図られ、接続料の低廉化及び公正な競争環境の確保、それらを通じた利用者の利便向上につながるものであり、重要な意義を有する。

▶ 現行制度上の考え方

- 電気通信事業法第33条第5項において、LRIC方式を採用することが適当な機能は「高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」ものとされており、また、LRIC方式による接続料原価の算定には、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いることと規定されている。
- 「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術」の利用は、「新たに構成するもの」を想定しており、これは現実の第一種指定電気通信設備を前提としていないところ、当該規定の考え方から、上記適用条件を満たすより効率的な費用算定モデルがある場合は、それが加入者交換機等を前提としないものであっても、現実のネットワークにおいて加入者交換機等の既存装置が当面維持されるか否かに関わらず、当該モデルを適用することは論理的に否定されるものではない。

▶ 国際比較の観点

- これまでLRIC方式の導入等によって接続料の低廉化が鋭意進められてきたが、多くの欧州諸国※1では既にIP-LRICモデルが用いられており、国際的に比較すると日本の接続料水準は依然として高いままである。国によって条件の差異はあるが、例えば、平成29年度における英国の接続料と比較すると、日本のおよそ44分の1(日本のGC接続料3分6.38円に対し、英国は3分0.144円)となっている。我が国でLRIC方式が導入された平成12年度では、およそ3分の1(日本のGC接続料3分4.95円に対し、英国は3分1.86円)※2であったことから、諸外国との接続料水準差は拡大している。

※1 平成28年1月時点で、欧州経済領域(EEA)加盟国31カ国のうち24カ国が、NGNをベースとしたLRIC方式によって接続料算定を実施。

※2 当時のレートで計算した値。



【考え方】

- ▶ 固定電話の音声通信量は平成12年度をピークに減少し続け、固定電話市場は縮小傾向にあるが、当面のPSTNの利用について、また、今後のIP網への移行における局面について、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、LRIC方式適用の意義は依然として変わらないのではないか。
- ▶ 以上のLRIC方式適用の意義に対し、LRIC方式以外の方式を採るべきとする理由はあるか。

■ 主要国における固定電話網の接続料算定方式

国	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国	日本
PSTN 接続料の 規制方式	ビル・アンド・キープ (2020年までに 完全移行)	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 上限規制	LRIC方式による 認可制	LRIC方式による 認可制	LRIC方式による 認可制
料金規制の 適用対象 事業者	全事業者	BT (他事業者にも同額 を義務付け)	全事業者	DT (他事業者にも同額 を義務付け)	KT	NTT東日本・ 西日本
IP-LRIC 採用状況	—	○	○	○	×	×
LRIC方式 の詳細	—	純粋増分費用 方式※	純粋増分費用 方式※	平均費用方式	平均費用方式	平均費用方式
接続料水準	0.78円/分 (0.07¢/分) ^{※2} (2016年7月～)	0.048円/分 (0.032p/分) (2015年10月～)	0.103円/分 (0.077€¢/分) (2017年1月～)	0.321 円/分 (0.24€¢/分) (2014年12月～)	2016年:1.183円/分 (11.98W/分) 2017年:1.072円/分 (10.86W/分)	GC接続料:2.13 円/分 (2017年度)

※ 純粋増分費用方式とは、費用配賦について、接続呼には接続呼により追加的に発生する費用のみを配賦する方式。本方式は、配賦費用からネットワーク創設費の一部が除かれるため、全ネットワーク費用を全通信量で平均する平均費用方式よりも低廉な接続料となる。

料金は、以下のレートで換算
(H29.9.19現在)

- ・1ドル = 111.68 円
- ・1ポンド = 151.31 円
- ・1ユーロ = 133.92 円
- ・1ウォン = 0.09875円

イ. メタルIP電話における論点

【留意点】

- ▶ 現在、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDNの契約数は約2,042万契約(平成29年9月末時点)であり、固定電話全体の約4割を占めている。これを踏まえると、IP網への移行後も依然として、接続事業者におけるメタルIP電話への着信依存度は高く、接続事業者が提供する電話サービス原価のうち、NTT東日本・西日本へ支払うメタルIP電話接続料の割合も高いものと想定される。
- ▶ メタルIP電話における事業者間接続は、従来の交換機を介した接続から、POIビルにおけるNTT東日本・西日本と接続事業者との発着二者間での直接接続となるが、そのコアネットワークであるNGNに関して、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、IP網への移行後、他事業者の依存性は強まるとの考え方が示されている。

【参考】「情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)(一部抜粋)
IP網への移行後に向けて、NTT東日本・西日本の光回線に加えてメタル回線についてもNGNに收容されることから、NGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体として設置される設備としての性格を強め、NGNへの他事業者の依存性は強まる

【参考】「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」(平成29年9月)(一部抜粋)

NGNは、平成28年(2016)12月末現在、FTTHサービスの68.6%の利用者及び光IP電話の54.7%の利用者に対してサービス提供可能なネットワークであり、今後、PSTNからIP網への移行により、メタルIP電話への利用者にもサービス提供可能なネットワークとなる。

(省略)

そのため、他事業者がNGNと接続して創意工夫により遅滞なく多様なサービスを提供できる環境を整備することが重要であり、引き続き、NGNを第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要がある。

【考え方】

- ▶ NGNに接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタルIP電話への接続は不可避と考えられることから、「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」におけるNGN接続についての考え方と同様、IP網への移行後におけるメタルIP電話への接続形態(発着二者間での直接接続)に関わらず、引き続き接続料算定における公平性・透明性の確保等を図る必要があるのではないかと考えられる。

ウ. IP網への移行過程及び移行後における接続料算定

【留意点】

- ▶ NTT東日本・西日本はIP網への移行スケジュールにおいて、平成33年からひかり電話のIP接続開始、平成35年頃に「固定電話」着信のIP接続開始、平成36年に「固定電話」発通話のIP網経由への切替を行うこととしている(平成36年度内(平成37年1月)にIP網への移行を完了)。
- ▶ 各移行フェーズにおける接続ルートの切替に伴い、PSTNトラフィックが大幅に減少するため、PSTN固有の接続料を維持する場合、PSTN接続料が急激に上昇するおそれがある(ひかり電話のIP接続開始によって、PSTNを経由するIGS接続からIP接続に切り替わるため、その分のトラフィックが減少する等)。
- ▶ 「固定電話」着信のIP接続開始時、接続事業者の切替の順序・時期は必ずしも当該事業者の都合だけでは決められないことを考えると、切替の前後(加入電話、メタルIP電話)で適用される接続料が異なる場合、事業者間で接続料負担の差異が生じるが、公平性の観点からは適切でない。
- ▶ 前述のとおり、IP網へ移行後は、メタル回線がNGNに收容されることとなるが、PSTN接続料原価の大きな割合を占める加入者交換機は、メタル收容装置として引き続き使用される予定であるため、メタルIP電話の接続料原価も相当程度の規模であることが想定される。そのため、IP網への移行過程におけるPSTN接続料上昇の課題は、IP網への移行後においても同じことが言える。



【さらなる論点】

- ▶ IP網への移行に伴うPSTN接続料の上昇、接続料算定における透明性・公平性の確保等の観点から、平成31年度以降の接続料算定に用いる算定方式として、LRIC方式以外に適切な方式はあるか。
- ▶ IP網への移行過程において、接続ルート切替の順序・時期によって、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするためには、どのような措置が考えられるか。
- ▶ 次期適用期間の後も、依然として固定電話の接続料は上昇を続ける可能性があるが、IP網への移行後に向けてどのような対応が考えられるか。

エ. 接続料の変動による関係事業者への影響: NTT東日本・西日本

【留意点】

- ▶ PSTNの接続料原価のうち大きな割合を占める加入者交換機に関して、NTT東日本・西日本は、平成8年度から平成27年度にかけて、既存ノードから新ノードへ更改を実施してきた。新ノードは、平成27年度でベンダーによる製造・販売が終了、保守は平成31年までとされており、ベンダーによる保守終了後、故障が発生した場合は、既存装置の集約や撤去によって捻出された物品に取り替えることで対応している。中継交換機及び信号交換機に関して、故障時は加入者交換機と同様の対応となるが、比較的台数が少ないことから対応が困難となるであろう平成37年を「維持限界」とし、それまでにPSTNからIP網への移行を完了させるとしている。
- ▶ 平成29年度接続料において、実際のコスト水準はLRIC方式による接続料原価の水準を上回っており、両者の間には700億円程度の乖離がある。LRIC方式による接続料算定では毎年、最新の需要に基づき入力値を更新するため、算定した費用は回線数や通信量の減少を比較的反映しやすいが、実際のコストでは、過去の投資実績等の影響を受けることから、回線数や通信量の減少を反映するまでに一定の期間を要する。

【考え方】

- ▶ 接続料算定においてより効率的なモデルを直ちに適用する場合、NTT東日本・西日本はさらなるコスト低減が求められるが、PSTNからIP網への移行を進める中で、その実際のコスト水準を必要な接続料水準に適応させるためには、実際には一定の期間を要することへの配慮も必要ではないか。

オ. 接続料の変動による関係事業者への影響: 接続事業者

【留意点】

- ▶ 仮に、NTT東日本・西日本がPSTNを維持し続けるに伴い接続料もPSTNをベースとし続けるのであれば、それは接続料を支払う接続事業者にとって費用負担となり、接続事業者自身がいかに自網のIP化によって効率化を図っても、それは変わらない。
- ▶ NTT東日本・西日本がPSTNを維持し続けるに伴い接続料もPSTNをベースとし続ける場合、現状を踏まえれば、自網をIP化した接続事業者がNTT東日本・西日本からPSTNベースの接続料を受け取る場合も想定される。

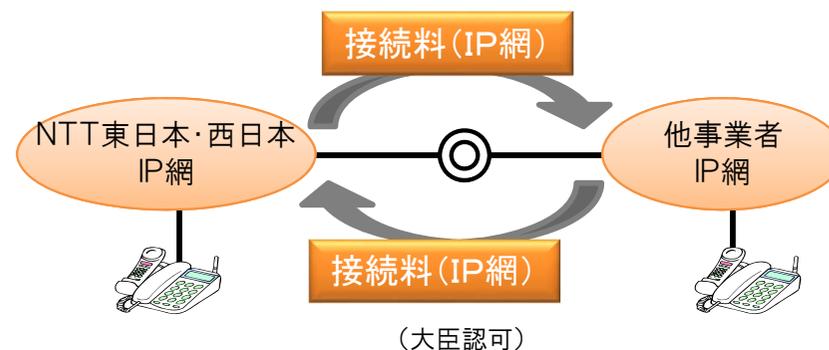
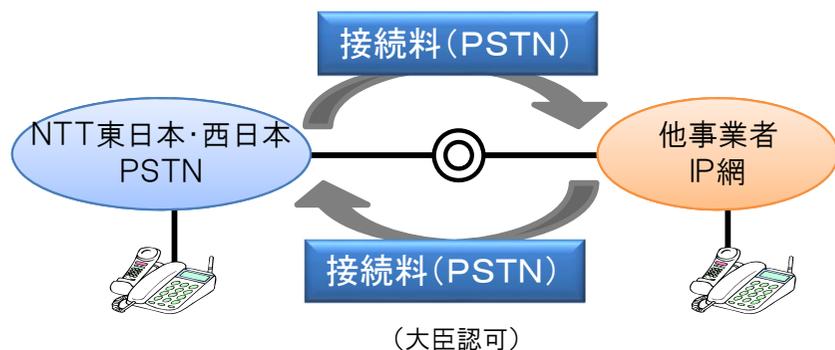
【考え方】

- ▶ IP化による効率化を阻害しない考え方が接続料算定において採られる必要があるのではないか。

➤ NTT東日本・西日本と他事業者との接続における着信接続料の設定は主に次の2通り。

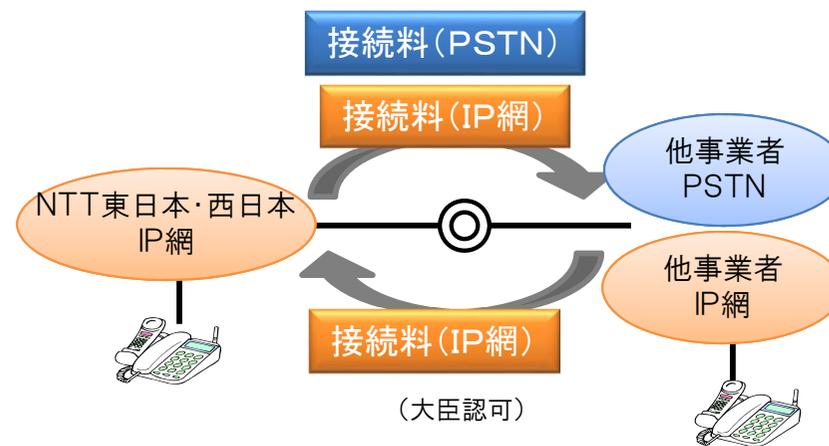
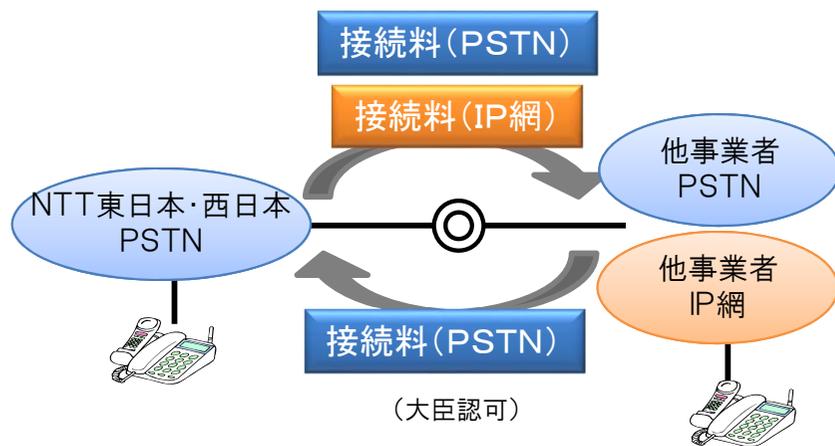
①NTT東日本・西日本の固定網をベースに接続料を設定

他事業者からNTT東日本・西日本へ支払う接続料も、NTT東日本・西日本から他事業者へ支払う接続料も、NTT東日本・西日本の固定網をベースにミラー方式で接続料を設定。



②着信側の固定網をベースに接続料を設定

他事業者からNTT東日本・西日本へ支払う接続料はNTT東日本・西日本の固定網をベースに、NTT東日本・西日本から他事業者へ支払う接続料は他事業者の固定網をベースに接続料を設定。

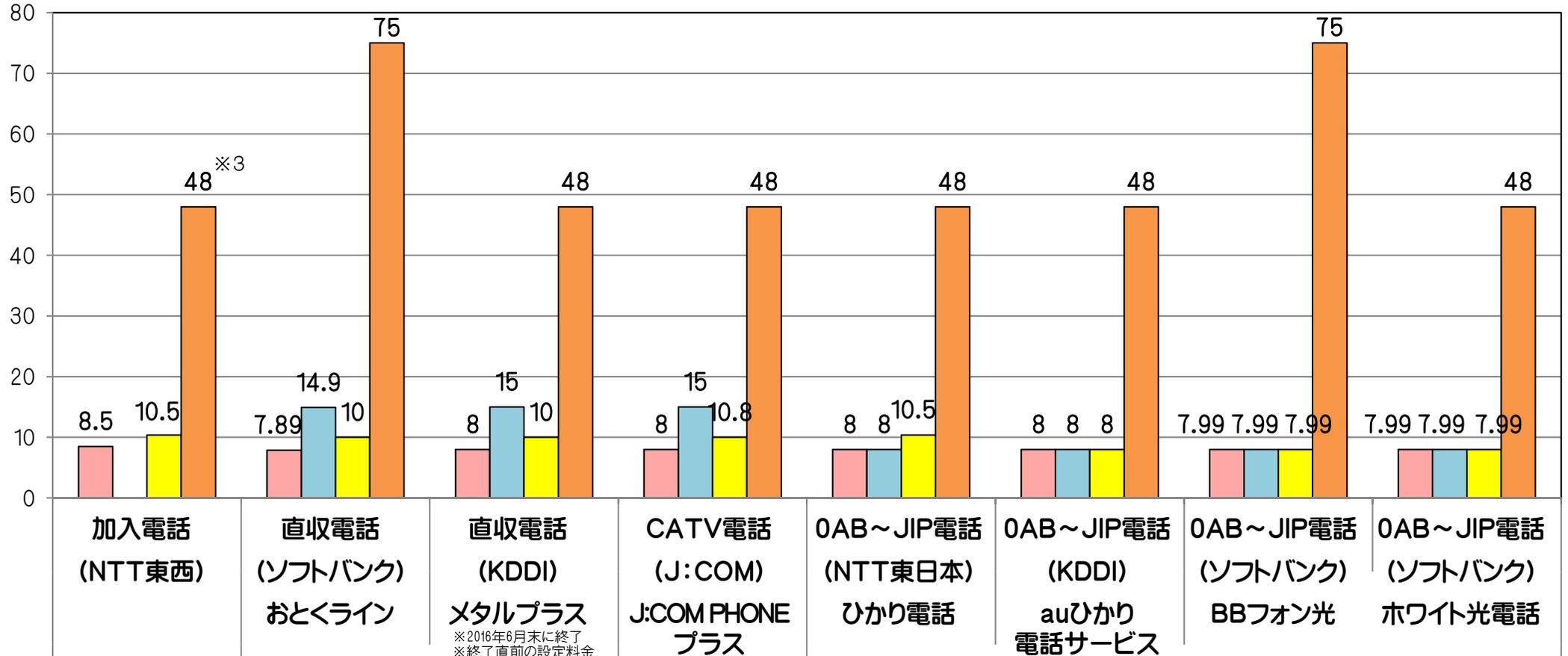


(参考) 主な固定電話サービスの通話料

- 通話料は、**距離区分**(区域内・区域外等) **及び着信先**(メタル電話・IP電話・携帯電話等)に応じて設定。
- ただし、**0AB～JIP電話発の通話**(固定電話着信)では、**国内の距離区分は設けられておらず、通話料は一律。**

円/3分
(住宅用料金)

■ 区域内 ■ 区域外(県間) ■ IP電話への通話※2 ■ 携帯(NTTドコモ)への通話



※1 各社HPの情報を基に作成(2017年9月1日現在)。金額は全て税抜。
 ※2 050番号のIP電話への通話の場合の料金
 ※3 中継事業者にNTT東日本を選択した場合の料金

※総務省「電気通信分野における競争状況の評価2014」を参考に作成
(電話網移行円滑化委員会資料)

(参考) 1. (2)以降の検討事項及び主な意見

1. 長期増分費用方式の適用等について

(2)長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデルについて

(2) 長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデルについて

- 平成31年度以降の加入者交換機等に係る接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合、長期増分費用モデル研究会で8次LRICモデルとして検討されたPSTN-LRICモデル(以下「改良PSTNモデル」という。)及びIP-LRICモデル(以下「改良IPモデル」という。)等をどのように適用すべきか。また、適用にあたって考慮すべき事項はあるか。

① 前回までの主な意見

ア. 次期適用期間においてLRIC方式を適用する場合、改良PSTNモデルや改良IPモデル等をどのように適用すべきか。

- 改良IPモデルは適用すべきでない。
 - GC接続がモデル化されておらず、当該コストが算定できない等の理由から、改良IPモデルは適用すべきでない。(NTT東日本・西日本)
- 改良IPモデルを適用すべき。
 - IP網への移行スケジュールによれば次期適用期間では各事業者間でIP接続が開始される予定であることや、3分8円程度の電話サービスの維持が可能な競争環境を確保するため、改良IPモデルを適用すべき。(KDDI、ソフトバンク)
- 上記以外
 - 改良PSTNモデルから改良IPモデルに移行するための激変緩和措置が必要であれば、例えば、適用2年目の水準を改良PSTNモデルと改良IPモデルの加重平均値とする等の措置も考えられる。(KDDI)
 - 償却済み比率による補正は、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れない考え方によるものであり、取り止めるべき。(NTT東日本・西日本)

イ. 改良IPモデルを適用する場合、当該モデルで算定しないアンバンドル機能等コストについてどのように扱うべきか。

項目	概要	主な意見
GC接続のコスト算定	改良IPモデルでコスト算定しないこととしたGC接続に係る機能について、どのように評価するか。	・改良IPモデルで算定した接続料をIC/GC接続の両方に同額適用。(KDDI、ソフトバンク)
中継伝送専用機能、信号網伝送機能のコスト算定	改良IPモデルでコスト算定しないこととした中継伝送専用機能、信号伝送機能について、どのように評価するか。	・改良PSTNモデルの算定値を適用。(KDDI、ソフトバンク)

1. (2) 長期増分費用方式に基づく接続料算定で用いるモデルについて②

項目	概要	主な意見
公衆電話の機能	公衆電話の課金情報の伝送方法や硬貨収納信号の送出方法等について、改良IPモデルでの扱いが検討されていないところ、これらコストをどのように評価するか。	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国事例を踏まえ、PSTNでしか提供できないサービスのコストは未考慮とすることもあり得る。(KDDI) ・電話の標準的な機能の実現が重要。実現方式が定まっていない機能は、明らかになった段階でコストを算定。(ソフトバンク)
FRTからの光回線の收容方法	モデルでは、FRTから收容局までの光回線は、收容局にある音声收容装置及びISDN收容交換機でも收容可能と設定しているが、実際には、そのようなインターフェースは把握されていない(メタル回線のみ收容可能)。	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国事例を踏まえ、PSTNでしか提供できないサービスのコストは未考慮とすることもあり得る。(KDDI) ・設備量の算定はメタル回線数ベースで行っており、コスト算定上大きな影響はない。(ソフトバンク)

【参考】各モデルの接続料原価への影響(平成29年度接続料算定ベース)

	現行(7次)PSTNモデル	改良(8次)LRICモデル	
		改良PSTNモデル	改良IPモデル
接続料原価	1,242億円	1,182億円 (▲60億円、▲4.8%)	832億円 (▲410億円、▲33.0%)
IC接続料 (円/3分)	7.68円	7.30円 (▲0.38円、▲4.9%)	4.87円 (▲2.81円、▲36.6%)

※カッコ内は現行PSTNモデルと比較した場合の差額及び比率。

【参考】各モデルのIC接続料試算結果

(単位:円/3分)

	H31AC	H32AC	H33AC
改良PSTNモデル	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
改良IPモデル	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2

2. NTSコスト(き線点RT-GC間伝送路コスト) の扱いについて

・当分の間の措置※2として、現在、「き線点RT-GC間伝送路コスト」の接続料原価への付替えがなされているが、平成31年度以降の接続料算定において、当該コストをどのように扱うべきか。

※1 NTSコスト(Non Traffic Sensitive Cost)とは、通信量ではなく回線数に依存するコスト。

※2 利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス制度の補填対象額への算定方法を当分の間変更した(ベンチマーク「全国平均費用+標準偏差の2倍」の適用)。これに伴い、当分の間の措置として、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価へ付替えることとしたもの。

① 前回までの主な意見

・接続料原価から控除すべき。

- 本来、NTSコストは基本料に算入し、PSTN接続料から控除すべき。ユニバーサルサービス制度導入時から、ユニバーサルサービス料も低廉となっているため、NTSコストの全額または一部を接続料から控除することについて検討すべき。(KDDI)
- 本来、NTSコスト(き線点RT-GC間伝送路コスト)は基本料で回収すべきであり、ユニバーサルサービス料も2円/番号・月と十分低廉化していることから、本来の整理である基本料回収とすることが適当。(ソフトバンク)

・上記以外

- NTSコストを適切に回収できるようにすべき。接続料原価から控除するため、直ちにユニバーサルサービス基金制度の見直しや利用者料金値上げを行うことは困難。(NTT東日本・西日本)

【参考】き線点RT-GC間伝送路コストの付替えによるIC接続料水準への影響

(単位:円/3分)

		H31AC	H32AC	H33AC
接続料原価に 全額算入 (現行)	改良PSTNモデル	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
	改良IPモデル	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2
接続料原価 から全額控除	改良PSTNモデル	6.1~6.3	6.6~6.9	7.3~7.5
	改良IPモデル	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2

※ 改良IPモデルでは、収容局を境にコア局側は一律、TSコストとして整理されるため、き線点RT-GC間伝送路コストに該当するコストがない。

3. 東西均一接続料の扱いについて

・暫定的に行われている東西均一の接続料設定について、平成31年度以降の接続料算定において継続すべきか。

① 前回までの主な意見

- ・原則として東西別の接続料とすべき。
 - 本来、NTT東日本・西日本は別会社でありコストや需要も別で発生していること、固定電話の移行先であるひかり電話は当初より東西別の接続料を設定していること等を踏まえれば、原則は東西別の接続料とすることが適当。(ソフトバンク)
- ・東西別の接続料が原則だが、国民のコンセンサスを得ながら検討を進めるべき。
 - 本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべき。IP電話で既に東西別の接続料を設定していることを踏まえれば、東西別の接続料とすることが基本。ただし、社会的要請により全国一律の接続料となっている経緯を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら東西別の接続料とすべきかの検討を進めるべき。(KDDI)
- ・上記以外
 - 接続料は実績コストベースでの設定が原則だが、利用者料金の全国均一料金に対する社会的要請への配慮が必要。(NTT東日本・西日本)

【参考】東西別料金設定によるIC接続料水準及び東西格差への影響

【改良PSTNモデル】

(単位:円/3分)

	H31AC	H32AC	H33AC
①東西均一	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
②東日本	7.5~7.6	8.1~8.3	8.8~9.1
③西日本	8.7~8.9	9.5~9.8	10.4~11.0

東西格差(③/②)	1.17	1.17~1.18	1.19~1.21
-----------	------	-----------	-----------

【改良IPモデル】

(単位:円/3分)

	H31AC	H32AC	H33AC
①東西均一	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2
②東日本	5.0~5.1	5.4~5.6	6.0~6.3
③西日本	6.3~6.5	7.0~7.2	7.8~8.1

東西格差(③/②)	1.27	1.28~1.29	1.29~1.30
-----------	------	-----------	-----------

4. 入力値(通信量等)の扱いについて

- ・接続料算定の際の通信量として「前年度下期と当年度上期の予測通信量」(9か月分を予測)を採用しているところであるが、平成31年度以降の接続料算定において、入力値をどのように扱うべきか。

① 前回までの主な意見

ア. 通信料の予測方法

- ・引き続き、前年度下期＋当年度上期の予測値を用いるべき。
 - － 継続性・恣意性の排除、予見性の確保の観点から、現行の前年度下期＋当年度上期の予測値を引き続き採用すべき。(KDDI)
 - － 予測方法を見直すような環境変化は起きていないことから、現行の前年度下期＋当年度上期の予測値を引き続き採用すべき。(ソフトバンク)
- ・当年度の予測値を用いるべき。
 - － 適用年度コストの適切な回収のため、当年度予測値を用いることが適当(前年度下期＋当年度上期予測値の場合と当年度予測値の場合とで収入額に約80億円の差分)。(NTT東日本・西日本)

イ. IP網への移行にあたり留意すべき事項

- ・平成33年、ひかり電話のIP接続が開始すると、ICTランジット呼が大きく減少することになる。そのため、平成33年度以降の通信量入力値については、その影響度合いに応じて、例えば、IP接続へのトラフィック移行がないものとして通信料を算定する等の検討が必要。(KDDI)
- ・マイグレーションが本格化した時点では、マイグレーションによる減少分は考慮しない等、通信量の扱いについての検討が必要。(ソフトバンク)

ウ. その他の入力値の扱い

- ・光ケーブルの経済的耐用年数は第7次モデルで見直されているが、その後も延びていることを踏まえ、モデル見直しのタイミングにあわせて定期的に見直すことを検討すべき。(KDDI、ソフトバンク)

4. 入力値(通信量等)の扱いについて②

【参考】予測方法の違いによる実績値との乖離の評価結果

(GC経由時間)

	予測の程度	(i) 前年度予測値	(ii) 前年度下期 + 当年度上期予測値	(iii) 当年度予測値
平成26年度～28年度 の通信量における比較	(1) 予測値と実績値の乖離幅	-0.4～0.3%	-0.8～0.4%	-1.6～1.8%
	(振幅)	0.7%	1.2%	3.4%
	(2) 当年度通信量との乖離幅	14.5～16.7%	6.0～8.8%	同上
	(振幅)	2.2%	2.8%	
(参考) 前回答申時 (平成24年度～26年度 の通信量における比較)※	(1) 予測値と実績値の乖離幅	-0.4～0.6%	-0.1～1.0%	-0.9～1.8%
	(振幅)	1.0%	1.1%	2.7%
	(2) 当年度通信量との乖離幅	15.3～16.3%	6.6～8.8%	同上
	(振幅)	1.0%	2.2%	

(GC経由回数)

	予測の程度	(i) 前年度予測値	(ii) 前年度下期 + 当年度上期予測値	(iii) 当年度予測値
平成26年度～28年度 通信量における比較	(1) 予測値と実績値の乖離幅	-0.5～0.3%	-0.9～0.7%	-1.4～1.3%
	(振幅)	0.8%	1.0%	2.7%
	(2) 当年度通信量との乖離幅	13.2～15.0%	5.5～7.9%	同上
	(振幅)	1.8%	2.4%	
(参考) 前回答申時 (平成24年度～26年度 通信量における比較)※	(1) 予測値と実績値の乖離幅	-0.5～0.7%	0.1～0.7%	-0.7～1.3%
	(振幅)	1.2%	0.6%	2.0%
	(2) 当年度通信量との乖離幅	13.2～15.0%	6.0～7.9%	同上
	(振幅)	1.8%	1.9%	

※ 平成24年度については、(i)は2か月予測、(ii)は3か月予測、(iii)は14か月予測。

【参考】入力値(通信量)の見直しによるIC接続料水準への影響

(単位:円/3分)

		H31AC	H32AC	H33AC
(ii) 前年度下期 + 当年度上期 予測値 (現行)	改良PSTNモデル	8.0～8.3	8.7～9.1	9.6～10.0
	改良IPモデル	5.7～5.8	6.2～6.4	6.9～7.2
(iii) 当年度予測値	改良PSTNモデル	8.7～8.9	9.4～9.8	10.2～10.8
	改良IPモデル	6.0～6.1	6.6～6.8	7.3～7.7

5. 新たな算定方式の適用期間について 等

5. 新たな算定方式の適用期間について

- ・上記検討事項での議論を踏まえ、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は何年間とすべきか(現行の算定方式は平成28年度からの3年間)。

① 前回までの主な意見

- ・3年以上とすべき。
 - － 事業運営の予見性確保の観点から3年以上の長期に適用すべき。(NTT東日本・西日本)
 - － 次期適用期間は3年とし、PSTNマイグレーションに伴って生じる入力値等の課題には柔軟に対応すべき。(KDDI)
 - － 次期適用期間は、IP接続が実現する時期も含めた3年とすべき。(ソフトバンク)
- ・2年とすべき。
 - － 次期モデルに改良PSTNモデルを適用せざるを得ない場合、次々期はIPモデルの適用を前提として、平成31年度以降の適用期間は2年とすべき。(KDDI)

6. その他(NGN接続料との関係について)

- ・PSTNからIP網への移行が進む中、PSTNの接続料とNGNの接続料との関係の在り方についてどのように考えるべきか。

① 前回までの主な意見

- ・慎重な検討・整理が必要。
 - － PSTNマイグレーション完了後、ひかり電話とメタルIP電話とで接続料の加重平均等の検討の余地はあるが、現段階において加重平均方式を導入する場合は、どのように費用・需要を加重するのか慎重な検討・整理が必要。(KDDI)
 - － 東西同一での接続料設定や加重の方法等、課題が多く存在するため、慎重な検討が必要。(ソフトバンク)